

<参考> 規則の体系 国際間における危険物の安全運送の確保及び効率化のために、国連経済社会理事会は、危険物輸送専門家委員会を設置し、全ての運送モードにおける危険物運送の基本要件を定めた「危険物の輸送に関する勧告 (Recommendation on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS - Model Regulations)」を定めています。IMOでは、この勧告を基本にして海上運送上の様々な条件を考慮して、IMDGコード (International Maritime Dangerous Goods Code: 国際海上危険物規程) を策定しています。また、SOLAS条約 (International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974) 第七章の改正 (2003年5月) により条約締結国は改正されたIMDGコードの全てを国内規則に取り入れ、実施することが強制要件となりました。これに基づきIMDGコード第31回改正 (平成16年1月1日施行) から強制要件となっています。日本の船舶における規則は、「危険物船舶運送及び貯蔵規則 (危規則)」及び「船舶による危険物の運送基準を定める告示 (告示)」において、国連勧告第16版に基づき改正されたIMDGコード第35回改正の内容をほぼ取り入れて施行されています。これらの関係は、下図のとおりになります。従って、危険物を運送する場合には、これらの勧告、条約、IMDGコード等に定められた方法、手段に基づき運送しなければなりません。

